

日時 令和4年3月16日(水)
午後1時30分～
場所 大曲エンパイヤホテル

令和3年度

第36回通常総代会議案

秋田県田沢疏水土地改良区

令和3年度 第36回通常総代会 次第

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 来賓あいさつ

4 議長選出

5 議事録記名人（2名）の指名

6 参与及び会議書記の指名

7 議 事

報告第1号	令和3年度中間監査報告について	P 3
承認第5号	令和3年度内において専決した件について	P 6
議案第2号	県営農地集積加速化基盤整備事業明田地野際地区に伴う地区編入について	P 8
議案第3号	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業田沢疏水地区の事業費変更について	P 9
議案第4号	不納欠損処理について	P 11
議案第5号	規約の一部改正について	P 12
議案第6号	会計細則の一部改正について	P 14
議案第7号	全国土地改良事業団体連合会への加入について	P 38
議案第8号	令和4年度事業計画について	P 39
議案第9号	令和4年度賦課金賦課率及び賦課徴収方法について	P 45
議案第10号	令和4年度一般会計収支予算について	P 48
議案第11号	令和4年度長期借入金の借入について	P 49
議案第12号	令和4年度積立金の繰替運用について	P 50
議案第13号	令和4年度金銭預入先について	P 51
議案第14号	令和4年度地区除外による決済金の徴収基準額について	P 52

8 閉 会

報告第1号

令和3年度中間監査報告について

秋田県田沢疏水土地改良区の令和3年度中間監査を2回実施しましたので、定款第23条の規定に基づき報告します。

第1回中間監査は、令和3年10月26日、事務所会議室において、会計に関する事項、事業に関する事項を監査重点事項として実施しました。その結果は適正なもの認められるものであります。

第2回中間監査は、令和4年2月15日、事務所会議室において、経理に関する事項維持管理に関する事項を監査重点事項として実施しましたが、こちらも適正なもの認められるものであったことを報告します。

令和4年3月16日 提出

秋田県田沢疏水土地改良区
総括監事 石橋 臣平
監 事 高橋 信幸
監 事 田村 誠市
監 事 菅原 也寸志
監 事 高橋 一平

【第1回中間監査報告書の写し】

監 査 報 告 書

監事は、秋田県田沢疏水土地改良区の令和3年度第1回中間監査として、令和3年10月26日、事務所会議室において、会計に関する事項、事業に関する事項を監査重点事項として、監査を実施した結果、適正なものと認められるので、定款第23条の規定に基づき報告します。

令和3年10月26日

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 貝 久 遠 様

総括監事	石	橋	臣	平	
監 事	高	橋	信	幸	
監 事	田	村	誠	市	
監 事	菅	原	也	寸志	
監 事	高	橋	一	平	

【第2回中間監査報告書の写し】

監 査 報 告 書

監事は、秋田県田沢疏水土地改良区の令和3年度第2回中間監査として、令和4年2月15日、事務所会議室において、経理に関する事項及び維持管理に関する事項を監査重点事項として、監査を実施した結果、適正なものと認められるので、定款第23条の規定に基づき報告します。

令和4年2月15日

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 貝 久 遠 様

総括監事	石 橋 臣 平	欠
監 事	高 橋 信 幸	
監 事	田 村 誠 市	
監 事	菅 原 也 寸 志	
監 事	高 橋 一 平	

承認第5号

令和3年度内において専決した件について

総代会を開催するいとまがなかったので規約第41条（補正予算・暫定予算等）の規定に基づき、監事会の承認を得て理事会が補正予算を専決処分したので、その内容を報告し、承認を求めます。

令和4年3月16日 提出

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 貝 久 遠

専決年月日	専 決 事 項
R3. 12. 14	専決第2号 令和3年度一般会計補正予算（12月補正）について 事由：小神成太田地区事業促進費収入により補正

【専決第2号 12月補正】

令和3年度一般会計予算

補正後予算額	634,468千円
補正前予算額	545,685千円
補正額	88,783千円

令和3年度一般会計収支補正予算書（12月補正）

収入予算額	634,468千円
支出予算額	634,468千円
差引残額	0千円

収入

(単位：千円)

款	項	説明種目	補正後 予算額	既定 予算額	比較		付記
					増	減	
3		補助金及び交付金収入	214,709	125,926	88,783		
	2	国補助金収入	51,775	2,945	48,830		
		7 高度経営体面の集積 促進事業補助金	48,831	1	48,830		事業費(促進費) 88,783千円×55% (小神成太田地区)
	3	県補助金収入	143,369	103,416	39,953		
		6 高度経営体面の集積 促進事業補助金	39,954	1	39,953		事業費(促進費) 88,783千円×45% (小神成太田地区)
		収入合計	634,468	545,685	88,783		

支出

(単位：千円)

款	項	説明種目	補正後 予算額	既定 予算額	比較		付記
					増	減	
8		諸支出金支出	125,048	36,265	88,783		
	4	積立金預金支出	120,438	31,655	88,783		
		4 財政調整積立金	102,658	13,875	88,783		
		支出合計	634,468	545,685	88,783		

議案第 2 号

県営農地集積加速化基盤整備事業明田地野際地区に伴う地区編入について

県営農地集積加速化基盤整備事業明田地野際地区に伴う地区編入について、次のとおり議決を求めます。

令和 4 年 3 月 1 6 日 提出

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 貝 久 遠

明田地野際地区編入地区

地区名	面積 (㎡)	筆数	所有者 (人)
美郷町金沢字中野際	7, 8 7 7	7	8
〃 〃 下野際	6, 3 0 3	6	
小 計	1 4, 1 8 0	1 3	
美郷町野荒町字町ノ内	2, 6 5 3	1	1
小 計	2, 6 5 3	1	
合 計	1 6, 8 3 3	1 4	9

議案第3号

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 田沢疏水地区の 事業費変更について

平成31年4月1日採択された県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 田沢疏水地区について、工期の延長、事業費が増額となったため費用負担が変更となることについて議決を求めます。

令和4年3月16日 提出

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 貝 久 遠

1. 総事業費 当初 120,000千円
 変更 198,000千円
2. 補助率 国50%、県25%、市町10%、改良区15%
3. 予定工期 当初 平成31年4月～令和4年3月
 変更 平成31年4月～令和5年3月
4. 工事内容 バルブ類更新・補修 5箇所
 管路継手補修 5箇所
 ゲート更新・補修 106門
5. 事業費の増額理由
 - 1) 詳細設計の結果、標準規格のゲート（コンパクトゲート）が少なく、特注品となることが判明したため、工事費が増額となった。
 - 2) ゲート製作、設置までの工事期間が延びることにより、除雪等の仮設費がかさ増したことで工事費の増額に繋がった。
 - 3) 以上の理由により、工期が延長となった。

地元負担額の償還計画

総事業費	当初	120,000,000円
	変更	198,000,000円
賦課面積	右岸	376ha
	左岸	3,135ha
	計	3,511ha
地元負担率		15%
地元負担額	当初	18,000,000円
	変更	29,700,000円
10a当たりの負担額	当初	513円
	変更	846円
10a当たりの年負担額（20年償還）	当初	26円
	変更	42円

議案第4号

不能欠損処理について

滞納処分ができない組合員の賦課金不納欠損処理について次のとおり議決を求めます。

令和4年3月16日 提出

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 貝 久 遠

1 不納欠損処理対象者氏名・住所
T. S (亡) 太田地区

2 未納年度、不納欠損処理額

経常賦課金	H 2 1	1 5 7, 2 8 3 円
償還賦課金	H 2 0・H 2 1	8 8 0, 8 1 9 円
計		1, 0 3 8, 1 0 2 円

3 不納欠損処理理由

相続人（妻）が申請していた破産手続きに伴い、滞納処分できなかったH20年度及びH21年度の賦課金について不納欠損処理を行う。

H22年度以降の賦課金は耕作を受託している法人が完納している。

議案第5号

規約の一部改正について

秋田県田沢疏水土地改良区の規約を次のとおり改正することについて議決を求めます。

令和4年3月16日 提出

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 貝 久 遠

秋田県田沢疏水土地改良区規約を次のように一部を改正する。

秋田県田沢疏水土地改良区 規約 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 会議 第1節 総代会 (出席) 第3条 総代会は、総代会に出席したときは、総代会の<u>招集者</u>にその旨を届出るものとする。 (開会) 第4条 総代会の<u>招集者</u>は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し、議長を選任を総代会にはかるものとする。</p> <p>第4章 業務の執行 (執務時間及び定例休日) 第33条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。 (1) 執務時間 午前8時30分より午後5時までとし、正午より1時間は休憩時間とする。 <u>(削除)</u></p>	<p>第2章 会議 第1節 総代会 (出席) 第3条 総代会は、総代会に出席したときは、総代会の<u>召集者</u>にその旨を届出るものとする。 (開会) 第4条 総代会の<u>召集者</u>は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し、議長を選任を総代会にはかるものとする。</p> <p>第4章 業務の執行 (執務時間及び定例休日) 第33条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。 (1) 執務時間 午前8時30分より午後5時までとし、正午より1時間は休憩時間とする。 <u>ただし、土曜日の日直の執務時間は、正午までとする。</u></p>

<p>第5章 会計 （補正予算・暫定予算等）</p> <p>第41条 理事長は、収支予算の調整後に生じた理由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調整し、これを総代会に提出することができる。ただし、総代会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。</p> <p>（附則（令和4年 月 日議決）） <u>この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第5章 会計 （補正予算・暫定予算等）</p> <p>第41条 理事長は、収支予算の調整後に生じた理由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調整し、これを総代会に提出することができる。ただし、総代会を召集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。</p>
--	---

議案第6号

会計細則の一部改正について

秋田県田沢疏水土地改良区の会計細則を次のとおり改正することについて議決を求めます。

令和4年3月16日 提出

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 貝 久 遠

秋田県田沢疏水土地改良区会計細則規程を次のように一部を改正する。

秋田県田沢疏水土地改良区 会計細則 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 総則 (会計区分) 第4条 (削除) (区分経理) 第4条 (略)</p> <p>(帳簿等の保存及び処分) 第5条 会計に関する帳簿及び第11条に規程する必要書類並びに、固定資産及び物品に関する帳簿(以下「帳簿等」という。)の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から最低10年以上保存しなければならない。 2 (略)</p>	<p>第1章 総則 (会計区分) 第4条 <u>会計区分は、一般会計及び特別会計とする。</u> (区分経理) 第5条 農業基盤整備資金の融資を受けた事業に要した費用は、他の事業の費用と明瞭に区分して経理しなければならない。 (帳簿等の保存及び処分) 第6条 会計に関する帳簿及び第12条に規程する必要書類並びに、固定資産及び物品に関する帳簿(以下「帳簿等」という。)の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から最低10年以上保存しなければならない。 2 保存期間経過後の帳簿の廃棄については、あらかじめ会計係担当理事の承認を得なければならない。</p>

<p>(借入手続書類の写しの保存)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(本細則に定めのない事項)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>第2章 予算事務 (<u>財務諸表等科目</u>、書類様式及び予算執行等)</p> <p><u>第8条</u> この土地改良区の会計で用いる科目は、これを収支予算書及び収支決算科目、貸借対照表、正味財産増減計算書並びに<u>財産目録</u>に区分し、その名称、配列並びに内容については、<u>別表第1</u>による。<u>ただし、正味財産増減計算書については、作成をしないことができる。</u></p> <p>2 収支予算書、収支決算書、貸借対照表、<u>(削除)</u>、財産目録、事業報告書、会計主要簿及び補助簿に使用する様式は、<u>別表第2</u>による。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(借入手続書類の写しの保存)</p> <p><u>第7条</u> 区債及び借入金等のため金融機関等に提出した書類(申込書、同添付書類、借用証書及び念書等)は、全て写しを作成し、一括して保存しなければならない。 (本細則に定めのない事項)</p> <p><u>第8条</u> この細則に定めのない事項については、会計係担当理事の承認を得て処理するものとする。</p> <p>第2章 予算事務 (<u>予算及び決算科目</u>、書類様式並びに予算執行等)</p> <p><u>第9条</u> この土地改良区の会計で用いる科目は、これを収支予算書及び収支決算科目、貸借対照表、正味財産増減計算書並びに<u>財産目録</u>に区分し、その名称、配列並びに内容については、<u>別に定めるところ</u>による。</p> <p>2 収支予算書、収支決算書、貸借対照表、<u>正味財産増減計算書</u>、財産目録、事業報告書、会計主要簿及び補助簿に使用する様式は、<u>別に定めるところ</u>による。</p> <p>3 科目中、款の新設若しくは廃止又は款相互間の予算の流用については、総代会の議決を経なければならない。ただし、規約の定めるところにより、理事会の専決処分とすることを妨げない。</p> <p>4 次の予算執行については、理事会の議決を経なければならない。ただし、同科の項の説明種目相互間の予算流用、又は予備費の充用については理事長の専決による</p>
--	---

<p><u>(3) 予備費の充用</u> (収支予算書)</p> <p><u>第9条</u> 収支予算書は、<u>(削除)</u>前条の規定により定める科目配列の順に記載する。</p> <p>(会計年度経過後の予算の補正の禁止)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>第3章 収入支出事務 (必要書類)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(1) <u>収入命令書、支出命令書又は振替命令書</u></p> <p>(2) <u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 証拠書類</u> (収入命令書)</p> <p><u>第12条</u> 土地改良区の収入は、全て<u>収入命令書</u>によらなければならない。</p> <p>2 <u>収入命令書</u>には、次の事項を記載しなければならない</p> <p>(略)</p>	<p>ことができる。</p> <p>(1) 科目中、項の新設若しくは廃止又は項相互間の予算流用</p> <p>(2) 科目中、説明種目の新設若しくは廃止</p> <p><u>(新設)</u> (収支予算書)</p> <p><u>第10条</u> 収支予算書は、<u>一般会計、特別会計ともに</u>、前条の規定により定める科目配列の順に記載する。</p> <p>(会計年度経過後の予算の補正の禁止)</p> <p><u>第11条</u> 予算は、会計年度経過後においては、これを補正することができない。</p> <p>第3章 収入支出事務 (必要書類)</p> <p><u>第12条</u> この土地改良区の出納には、次の書類を必要とする。</p> <p>(1) <u>収入命令、支出命令又は振替命令</u></p> <p>(2) <u>入金伝票、出金伝票又は振替伝票</u></p> <p><u>(3) 証拠書類</u> (収入命令)</p> <p><u>第13条</u> 土地改良区の収入は、全て<u>収入命令</u>によらなければならない。</p> <p>2 <u>収入命令</u>には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 番号(年度別の一連番号)</p> <p>(2) 所属年度</p> <p>(3) 収入科目(款、項及び説明種目)</p> <p>(4) 収入の金額及び事由</p> <p>(5) 納入者の住所及び氏名</p> <p>(6) その他必要と認める事項</p>
--	---

<p>(賦課金等の徴収)</p> <p><u>第13条</u></p> <p>(略)</p>	<p>(賦課金等の徴収)</p> <p><u>第14条</u></p> <p>土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による賦課金、夫役若しくは現品、過怠金又は延滞利息をその組合員に対して賦課徴収するには、賦課通知書を交付するものとする。</p> <p>2 土地改良区は、加入金、決済金、使用料その他の金銭をその納入すべきものから徴収するには、納入告知書を交付するものとする。</p>
<p>(賦課金等の手続)</p> <p><u>第14条</u></p> <p>(略)</p>	<p>(賦課金等の手続)</p> <p><u>第15条</u></p> <p>前条の規定により賦課通知書又は納入告知書を交付したときは、次に掲げる手続きをしなければならない。</p> <p>(1) 発行区分毎に賦課通知書及び納入告知書の原符に集計表を付して編綴すること。</p> <p>(2) 賦課基準、賦課額等を賦課金徴収原簿又は夫役現品徴収原簿の個人別口座に記入すること。</p> <p>(3) 発行区分毎の賦課金総額を賦課金台帳又は夫役現品台帳に記入すること。</p>
<p>(入金伝票)</p> <p><u>第16条</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p>(賦課金等の領収)</p> <p><u>第15条</u></p> <p>土地改良区は、賦課通知書により金銭、夫役若しくは現品を領収したとき又は納入告知書により金銭を領収したときは、賦課通知書又は納入告知書に接続する領収証に領収印を押して納付者に交付しなけれ</p>	<p>(入金伝票)</p> <p><u>第16条</u></p> <p>入金は、原則として入金1件毎に1枚の入金伝票を起票する。</p> <p><u>2 入金伝票には第13条第2項に規定する事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(賦課金等の領収)</p> <p><u>第17条</u></p> <p>土地改良区は、賦課通知書により金銭、夫役若しくは現品を領収したとき又は納入告知書により金銭を領収したときは、賦課通知書又は納入告知書に接続する領収証に領収印を押して納付者に交付しなけれ</p>

ばならない。

(領収証交付後の手続)

第16条

(略)

(2) 徴収済額、徴収未済額等を賦課金徴収原簿又は夫役現品徴収原簿の個人別口座に記入すること。

(証拠書類)

第17条

(略)

2 (略)

(領収証の発行)

第18条

第15条に定める金銭以外の金銭を収納したときは、納入者に対して所定様式の領収証を発行しなければならない。ただし、納入者からの要求その他の事由により、所定の領収証用紙によらない領収証を発行する必要があるときは、理事長の承認を得て別途領収証を発行することができる。

2 (略)

ばならない。

(領収証交付後の手続)

第18条

前条の規定により領収証を交付したときは、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 賦課通知書又は納入告知書の原符に領収年月日を記入すること。

(2) 徴収済額、徴収未済額等を賦課金徴収原簿又は夫役現品台帳の個人別口座に記入すること。

(3) 発行区分毎の徴収済額、徴収未済額を賦課金台帳又は夫役現品台帳に記入すること。

(証拠書類)

第19条

賦課通知書により金銭、夫役若しくは現品を領収し、又は納入告知書により金銭を領収したときは、当該領収に係る領収済通知書を証拠書類として保存しなければならない。

2 賦課通知書又は納入告知書によらない区債、借入金又は補助金等の金銭を領収したときは、その領収金額の算出基礎を証明するに足りる証拠書類を徴収し、又は作成してこれを保存しなければならない。

(領収証の発行)

第20条

第17条に定める金銭以外の金銭を収納したときは、納入者に対して所定様式の領収証を発行しなければならない。ただし、納入者からの要求その他の事由により、所定の領収証用紙によらない領収証を発行する必要があるときは、理事長の承認を得て別途領収証を発行することができる。

2 振込入金の場合は、領収証を発行しないことができる。

<p>(賦課通知書等によらない領収)</p> <p><u>第19条</u></p> <p>(略)</p> <p>(支出命令書)</p> <p><u>第20条</u></p> <p>土地改良区の支出は、全て<u>支出命令書</u>によらなければならない。</p> <p>2 <u>支出命令書</u>には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(出金伝票)</p> <p><u>第23条</u></p> <p>(削除)</p> <p>2 (削除)</p> <p>(支払方法)</p> <p><u>第21条</u></p> <p>金銭の支払方法は、原則として<u>口座振込</u>又は小切手によるものとする。ただし、役員等に対する報酬、給与、諸手当等の支払いその他これによりがたい場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(立会)</p> <p><u>第22条</u></p>	<p>(賦課通知書等によらない領収)</p> <p><u>第21条</u></p> <p>賦課通知書又は納入告知書によらない区債又は借入金による金銭を収入したときは、区債及び借入金台帳に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>(支出命令)</p> <p><u>第22条</u></p> <p>土地改良区の支出は、全て<u>支出命令</u>によらなければならない。</p> <p>2 <u>支出命令</u>には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 番号(年度別の一連番号)</p> <p>(2) 所属年度</p> <p>(3) 支出科目(款、項及び説明種目)</p> <p>(4) 支出の金額及び事由</p> <p>(5) 債主の住所及び氏名</p> <p>(6) その他必要と認める事項</p> <p>(出金伝票)</p> <p><u>第23条</u></p> <p><u>出金は、原則として出金1件毎に1枚の出金伝票を起票する。</u></p> <p>2 <u>出金伝票には、前条第2項に規定する事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(支払方法)</p> <p><u>第24条</u></p> <p>金銭の支払方法は、原則として<u>銀行振込</u>又は小切手によるものとする。ただし、役員等に対する報酬、給与、諸手当等の支払いその他これによりがたい場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 銀行その他の金融機関への振込依頼書及び振出小切手の作成は、会計主任がこれを行い、小切手の署名及び捺印は、理事長がこれを行う。</p> <p>(立会)</p> <p><u>第25条</u></p>
--	--

<p>(略)</p> <p>(1) 1件の支払金額が50万円以上のもの。ただし、<u>口座振込</u>の方法により支払う場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>(領収証の徴収等)</p> <p><u>第23条</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) 特別な事由により領収証を徴することができないときは、当該<u>支出命令書</u>に記載してある請求書に会計係担当理事の支払証明を付して領収証に代えることができる。</p> <p>(2) <u>口座振込又は口座振替</u>の方法により支出した場合は、金融機関の領収証のみで債権者から領収証の徴収をしなくともよい。</p> <p>(領収証の不受理)</p> <p><u>第24条</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 鉛筆等消去可能なもので記載してある<u>もの</u></p> <p>(概算払)</p> <p><u>第25条</u></p> <p>(略)</p>	<p>次の各号に掲げる支払をしようとするときは、会計係担当理事又はその指名する者が立会のうえ支払わなければならない。</p> <p>(1) 1件の支払金額が50万円以上のもの。ただし、<u>口座振替</u>の方法により支払う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 理事会で定めたもの。</p> <p>(領収証の徴収等)</p> <p><u>第26条</u></p> <p>土地改良区は、金銭を支払ったときは、次に掲げる場合を除き債主から領収証を徴収しなければならない。</p> <p>(1) 特別な事由により領収証を徴することができないときは、当該<u>支出命令</u>に記載してある請求書に会計係担当理事の支払証明を付して領収証に代えることができる。</p> <p>(2) <u>口座振替</u>の方法により支出した場合は、金融機関の領収証のみで債権者から領収証の徴収をしなくともよい。</p> <p>(領収証の不受理)</p> <p><u>第27条</u></p> <p>次の各号の一に該当する領収証は、受領してはならない。</p> <p>(1) 請求書の内容と一致しないもの</p> <p>(2) 鉛筆等消去可能なもので記載してある<u>もの</u></p> <p>(3) 金額を訂正したもの</p> <p>(4) 金額以外の箇所を訂正し、訂正印のないもの</p> <p>(5) 領収印が他人の代印であって本人の委任状がないもの</p> <p>(6) 領収した日付の記載がないもの</p> <p>(概算払)</p> <p><u>第28条</u></p> <p>旅費及び経費の性質上概算をもって支払</p>
---	---

<p>(前金払)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p>(小口現金)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>2 小口現金の保有限度額は、20万円とし、その受払及び保管は会計主任がこれに当たることとする。<u>小口現金は、金庫に保管し、その他の金銭と区別して管理しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 会計主任は、毎月末日に小口現金出納帳を締め切り、支払いに関する書類を添付した<u>振替命令書</u>により処理を行うものとする。 (過誤払の戻入、過誤納の戻出)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p>	<p>わなければ事務の取扱いに支障をおよぼすような経費で理事長が承認したものは、概算払いをすることができる。</p> <p>(前金払)</p> <p><u>第29条</u> 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。 (1)土地若しくは家屋の買収又は利用により、その移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料 (2)前金で支払わなければ契約しがたい買入れ又は借入れに要する経費 (3)前各号に掲げるもののほか、経費の性質上、前金をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で、理事会が承認したもの</p> <p>(小口現金)</p> <p><u>第30条</u> 会計主任は、緊急やむを得ず支払を要する少額の経費の支払いに充てるため、小口現金をおくことができる。</p> <p>2 小口現金の保有限度額は、20万円とし、その受払及び保管は会計主任がこれに当たることとする。<u>(新設)</u></p> <p>3 会計主任は、小口現金の受払を小口現金出納帳に記帳し、日々の小口現金の出納の都度、現金残高と帳簿残高の照合をしなければならない。</p> <p>4 会計主任は、毎月末日に小口現金出納帳を締め切り、支払いに関する書類を添付した<u>振替命令</u>により処理を行うものとする。 (過誤払の戻入、過誤納の戻出)</p> <p><u>第31条</u> 支払の誤払い又は過渡しとなった金額及</p>
---	--

<p>2 (略)</p> <p>(振替命令書)</p> <p><u>第29条</u></p> <p>土地改良区の振替(現金取引以外の取引をいう。)は、全て<u>振替命令書</u>によらなければならない。</p> <p>2 <u>振替命令書</u>には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(振替伝票)</p> <p><u>第33条</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p>(金融口座への振込)</p> <p><u>第30条</u></p> <p>(略)</p>	<p>び資金前渡し又は概算払いをした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続きの例により、これを該当支出した経費に戻し入れなければならない。</p> <p>2 誤納又は過納となった金額を払い戻すときは、支出の手続きの例により、これを当該収納した収入から戻出ししなければならない。</p> <p>(振替命令)</p> <p><u>第32条</u></p> <p>土地改良区の振替(現金取引以外の取引をいう。)は、全て<u>振替命令</u>によらなければならない。</p> <p>2 <u>振替命令</u>には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 番号(年度別の一連番号)</p> <p>(2) 所属年度</p> <p>(3) 振替勘定科目(款、項及び説明種目)</p> <p>(4) 振替金額</p> <p>(5) 振替事由</p> <p>(6) その他必要と認める事項</p> <p>(振替伝票)</p> <p><u>第33条</u></p> <p><u>振替伝票の作成に当たっては、出金1件毎に1枚の振替伝票を起票するものとする。</u></p> <p><u>2 振替伝票には、前条第2項に規定する事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(金融口座への振込)</p> <p><u>第34条</u></p> <p>土地改良区が所有する金融機関の口座へ振込みを行う場合には、次の事項を記載した書面を作成し、理事長の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 番号(年度別の一連番号)</p> <p>(2) 所属年度</p> <p>(3) 振出元の口座名、口座番号及び振出金額</p>
--	---

(残高の照合)

第31条

会計主任は、現金については日々の現金出納終了後、その残高を現金預金出納帳と照合しなければならない。

2 会計主任は、毎月末において、現預金残高と現金預金出納帳の残高を照合し、その結果について会計係担当理事の確認を受けなければならない。

(月計表の作成)

第32条

会計主任は、毎月10日までに、前月分までの月計表を作成して自ら検算を行い、会計係担当理事の確認を受けなければならない。

(農業基盤整備資金の貸付受入金)

第33条

農業基盤整備資金の貸付受入金を引き出すときは、当該貸付受入金で支払うべき事業に要する費用の証拠書類(請負契約書、秋田県知事又は秋田県知事が権限を委任した職員の発行する出来高証明書、支払証明書、請求書又は領収証等)の原本及び写し(原本と相違ない旨の理事長の証明印のあるもの)を農業基盤整備資金受託金融機関に提示し、原本に当該受託金融機関の証印を押印させるものとする。

2 前項の規定により押印した請求書及び領収証は、第20条の支出命令書の裏面に添付し、契印を押印しなければならない。

(金融機関との取引)

第34条

(4) 振込先の口座名、口座番号及び振込金額

(5) 振込事由

(6) その他必要と認める事項

(残高の照合)

第35条

会計主任は、現金については日々の現金出納終了後、その残高を金銭出納簿と照合しなければならない。

2 会計主任は、毎月末において、現預金残高と金銭出納簿の残高を照合し、その結果について会計係担当理事の確認を受けなければならない。

(月計表の作成)

第36条

会計主任は、毎月5日までに、前月分までの月計表を作成して自ら検算を行い、会計係担当理事の確認を受けなければならない。

(農業基盤整備資金の保留金)

第37条

農業基盤整備資金の保留金を引き出すときは、当該保留金で支払うべき事業に要する費用の証拠書類(請負契約書、秋田県知事又は秋田県知事が権限を委任した職員の発行する出来高証明書、支払証明書、請求書又は領収証等)の原本及び写し(原本と相違ない旨の理事長の証明印のあるもの)を農業基盤整備資金受託金融機関に提示し、原本に当該受託金融機関の証印を押印させるものとする。

2 前項の規定により押印した請求書及び領収証は、第22条の支出命令の裏面に添付し、契印を押印しなければならない。

(金融機関との取引)

第38条

<p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(証拠書類の整理方法)</p> <p><u>第35条</u></p> <p>(略)</p> <p>2 前項の場合において、証拠書類の原本を他の科目に編綴するため当該科目に編綴することがないときは、その写しを作成し、これを編綴しなければならない。<u>(削除)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>5 (削除)</u></p> <p><u>6 (削除)</u></p>	<p>金融機関との取引は理事長名をもって行う。ただし、土地改良法第21条の規定に基づく場合にあっては、監事名をもって行う。</p> <p>2 銀行その他の金融機関との取引を開始若しくは廃止し又は口座の開設若しくは解約をするときは、理事長の承認を得なければならない。</p> <p>3 証券会社との取引を開始又は廃止するときは、前項の規定を準用する。</p> <p>(証拠書類の整理方法)</p> <p><u>第39条</u></p> <p>収入又は支出に関する証拠書類は、1年分をまとめて予算編成の款、項及び説明種目の順序に区分して編綴し、各区分毎に集計表を付さなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、証拠書類の原本を他の科目に編綴するため当該科目に編綴することがないときは、その写しを作成し、これを編綴しなければならない。<u>この場合には、写しに原本の編綴の科目を記載しなければならない。</u></p> <p>3 第1項の集計表には、次の事項を記入しなければならない。</p> <p>(1) 所属年度</p> <p>(2) 収入科目又は支出科目(款、項及び説明種目)</p> <p>(3) 枚数</p> <p>(4) 金額</p> <p>4 第1項の集計表に記載する金額は、当該年度末の収支決算書に計上する款、項及び説明種目の金額に一致しなければならない。</p> <p><u>5 入金伝票、出金伝票又は振替伝票は、発行の日付順に編綴し、現金預金出納帳の記載の順序と一致しなければならない。</u></p> <p><u>6 入金伝票、出金伝票又は振替伝票は、</u></p>
---	---

<p>第4章 帳簿組織 (会計主要簿)</p> <p><u>第36条</u> (略)</p> <p>(1) <u>現金預金出納帳</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 会計主要簿の備え置きについては、電 磁的記録の保存をもってこれに代えるこ とができる。</u> (現金預金出納帳の記載方法)</p> <p><u>第37条</u> 現金預金出納帳は、(削除) 全て収入命令 書又は支出命令書により、取扱日付順に転 記しなければならない。</p> <p>2 <u>現金預金出納帳</u>には、次の事項を記載 する。</p> <p>(2) <u>収入命令書</u>又は<u>支出命令書</u>の番号</p> <p>(略)</p> <p>(6) 残高内訳(現金、預金、農業基盤整 備資金<u>貸付受入金</u>の別)</p> <p>(収入簿及び支出簿の記載方法)</p> <p><u>第38条</u></p>	<p><u>当該年度毎に袋とじし、そのとじ目には、 会計係担当理事及び会計主任が押印し、そ の表紙に、所属年度、書類名及び土地改良 区名を記載しなければならない。</u></p> <p>第4章 帳簿組織 (会計主要簿)</p> <p><u>第40条</u> 会計主要簿は、次の帳簿とする。</p> <p>(1) <u>現金預金出納簿</u> (2) 収入整理簿(以下「収入簿」という。) (3) 支出整理簿(以下「支出簿」という。) (4) 仕訳帳 (5) 総勘定元帳</p> <p>2 会計主要簿は、会計年度毎に更新しな ければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(現金預金出納簿の記載方法)</p> <p><u>第41条</u> 現金預金出納簿は、収支計算出納又は収支 計算外出納ともに全て入金伝票又は出金 伝票により、取扱日付順に転記しなければ ならない。</p> <p>2 <u>現金預金出納簿</u>には、次の事項を記載 する。</p> <p>(1) 取引年月日 (2) <u>入金伝票</u>又は<u>出金伝票</u>の番号 (3) 収入科目又は支出科目(款、項) (4) 入金金額又は支払金額 (5) 手持資金残高 (6) 残高内訳(現金、預金、農業基盤整 備資金<u>保留金</u>の別) (7) 収入又は支出の内容</p> <p>(収入簿及び支出簿の記載方法)</p> <p><u>第42条</u></p>
---	--

<p>(略)</p> <p>2 収入簿は<u>収入命令書</u>により、支出簿は<u>支出命令書</u>により、それぞれ当該款、項及び説明種目の口座に転記するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(2) <u>収入命令書</u>又は<u>支出命令書</u>の番号</p> <p>4 予算の流用を記載する場合には、流用減となる科目については、<u>減少額</u>を予算額欄に<u>記載</u>し、流用増となる科目については、<u>増加額</u>を予算額欄に<u>記載</u>するものとする。予備費の充用の場合も同様とする。 (仕訳帳の記載方法)</p> <p><u>第39条</u> 仕訳帳は、全て<u>収入命令書</u>、<u>支出命令書</u>及び<u>振替命令書</u>により、取扱日付順に記載しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) <u>収入命令書</u>又は<u>支出命令書</u>の番号</p> <p>(総勘定元帳の記載方法)</p> <p><u>第40条</u> (略)</p> <p>(補助簿)</p> <p><u>第41条</u> (略)</p>	<p>収入簿及び支出簿は、予算編成の款、項及び説明種目の順に口座を設けなければならない。</p> <p>2 収入簿は<u>入金伝票</u>により、支出簿は<u>出金伝票</u>により、それぞれ当該款、項及び説明種目の口座に転記するものとする。</p> <p>3 収入簿及び支出簿には、次の事項を記載する。</p> <p>(1) 記入年月日 (2) <u>入金伝票</u>又は<u>出金伝票</u>の番号 (3) 内容 (4) 予算額 (5) 収入又は支出済の金額及び累計 (6) 予算残高</p> <p>4 予算の流用を記載する場合には、流用減となる科目については、<u>流用額</u>を予算額欄に<u>赤記</u>し、流用増となる科目については、<u>流用額</u>を予算額欄に<u>黒記</u>するものとする。予備費の充用の場合も同様とする。 (仕訳帳の記載方法)</p> <p><u>第43条</u> 仕訳帳は、全て<u>入金伝票</u>、<u>出金伝票</u>及び<u>振替伝票</u>により、取扱日付順に記載しなければならない。</p> <p>2 仕訳帳には、次の事項を記載する。</p> <p>(1) 取引年月日 (2) 勘定科目 (3) 総勘定元帳の項数 (4) 借方金額又は貸方金額 (総勘定元帳の記載方法)</p> <p><u>第44条</u> 総勘定元帳には、各勘定毎に仕訳帳に記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載しなければならない。 (補助簿)</p> <p><u>第45条</u> 土地改良区は、会計主要簿のほかに会計補</p>
--	---

<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(5)</u> 小口現金出納帳</p> <p><u>(6)</u> 工事総括簿</p> <p><u>(7)</u> 請負工事簿</p> <p><u>(8)</u> 直営工事簿</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(9)</u> 土地改良施設台帳</p> <p><u>(10)</u> 固定資産台帳</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(11)</u> その他資産負債台帳</p> <p><u>(12)</u> 備品台帳</p> <p><u>(13)</u> 積立金台帳</p> <p><u>(14)</u> 退職給与金要支給額台帳</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>助簿として、次の帳簿を置かなければならない。</p> <p>(1) 賦課金台帳</p> <p>(2) 賦課金徴収原簿</p> <p>(3) 夫役現品台帳</p> <p>(4) 夫役現品徴収原簿</p> <p><u>(5) 補助金台帳</u></p> <p><u>(6) 受託金台帳</u></p> <p><u>(7) その他未収金台帳</u></p> <p><u>(8) 未払金台帳</u></p> <p><u>(9) 小口現金出納帳</u></p> <p><u>(10) 工事総括簿</u></p> <p><u>(11) 請負工事簿</u></p> <p><u>(12) 直営工事簿</u></p> <p><u>(13) 事業用地買収補償簿</u></p> <p><u>(14) 工事用資材受払簿</u></p> <p><u>(15) 労務者出役簿</u></p> <p><u>(16) 土地改良施設台帳</u></p> <p><u>(17) 固定資産台帳</u></p> <p><u>(18) 区債及び借入金台帳</u></p> <p><u>(19) その他資産負債台帳</u></p> <p><u>(20) 備品台帳</u></p> <p><u>(21) 積立金台帳</u></p> <p><u>(22) 退職給与金要支給額台帳</u></p> <p>2 会計補助簿は、各年度を通じて継続使用して差支えない。</p> <p>3 賦課金台帳及び夫役現品台帳は、賦課金又は夫役現品の賦課基準、賦課額、徴収済額、徴収未済額等を賦課通知書の交付区分毎に詳細に記載する。</p> <p>4 賦課金徴収原簿及び夫役現品徴収原簿は、賦課金又は夫役現品の賦課基準、賦課額、徴収済額、徴収未済額等を個人別に詳細に記載する。</p> <p><u>5 補助金台帳は、補助金の交付単位毎に、交付者、交付決定額、受領日、受領金額等を詳細に記載する。</u></p>
---	---

<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>6 受託金台帳は、受託業務毎に、受託者、契約締結日、契約金額、受領日、受領金額等を詳細に記載する。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>7 その他未収金台帳は、補助金、受託金、賦課金の未収以外の未収金について、未収金別に、その相手方、支払期限日、未収金額等を詳細に記載する。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>8 未払金台帳は、委託業務の単位毎に、その相手方、契約締結日、契約金額等を詳細に記載する。</u></p>
<p><u>5 小口現金出納帳は、支払日付順に、支払年月日、支出種目、支出額等を記載する。</u></p>	<p><u>9 小口現金出納帳は、支払日付順に、支払年月日、支出種目、支出額等を記載する。</u></p>
<p><u>6 工事総括簿、請負工事簿及び直営工事簿は、工種別に施行箇所、数量、設計予算額、請負額、支出額等を詳細に記載する。</u></p>	<p><u>10 工事総括簿、請負工事簿及び直営工事簿は、工種別に施行箇所、数量、設計予算額、請負額、支出額等を詳細に記載する。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>11 事業用地買収補償簿は、工種別に買収補償の対象となる土地物件の所在地、被買収補償者、買収費、補償費等を詳細に記載する。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>12 工事用資材受払簿は、工事用資材の受払を工種別かつ品目別に詳細に記載する。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>13 労務者出役簿は、個人別に出役日数、歩掛、日給額を詳細に記載する。</u></p>
<p><u>7 土地改良施設台帳は、施設の種類、所在、構造及び規模、数量、取得価格等を詳細に記載する。</u></p>	<p><u>14 土地改良施設台帳は、施設の種類、所在、構造及び規模、数量、取得価格等を詳細に記載する。</u></p>
<p><u>8 固定資産台帳は、土地改良施設台帳に登載されていない土地、建物、機械について取得価格等を詳細に記載する。</u></p>	<p><u>15 固定資産台帳は、土地改良施設台帳に登載されていない土地、建物、機械について取得価格等を詳細に記載する。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>16 区債及び借入金台帳は、借入金及び農業基盤整備資金を1件毎に詳細に記載する。</u></p>
<p><u>9 その他資産負債台帳は、賦課金台帳、夫役現品台帳、固定資産台帳、<u>(削除)</u>に記載されない未収使用料、前払金、前受金、未払金等の資産及び負債を詳細に記載する。</u></p>	<p><u>17 その他資産負債台帳は、賦課金台帳、夫役現品台帳、固定資産台帳、<u>区債及び借入金台帳</u>に記載されない未収使用料、前払金、前受金、未払金等の資産及び負債を詳細に記載する。</u></p>

10 備品台帳は、品目毎に、購入金額、修繕費、廃棄年月日等を詳細に記載する。

11 積立金台帳は、積立金の種類毎に、預入金融機関、預入期間、利率等を詳細に記載する。

12 退職給与金要支給額台帳は、対象職員毎に採用からの経過年数、支給率、支給計算基準額等を詳細に記載する。

13 この会計細則に定めるほか、必要に応じて補助簿をおくことができる。

14 会計補助簿の備え置きについては、電磁的記録の保存をもってこれに代えることができる。

(命令等の種類及び様式)

第42条

命令等の種類及び様式については、別添2による。

(記帳)

第43条

仕訳帳及び現金預金出納帳は、全て収入命令書、支出命令書及び振替命令書に基づいて遅滞なく記帳するとともに、仕訳帳から総勘定元帳に記載しなければならない。

2 (略)

(帳簿間の照合)

第44条

(略)

(出納整理期間中の処理)

第45条

出納整理期間中において、前会計年度末までの収入命令書又は支出命令書により生じた収入又は支出を経理したときは、その

18 備品台帳は、品目毎に、購入金額、修繕費、廃棄年月日等を詳細に記載する。

19 積立金台帳は、積立金の種類毎に、預入金融機関、預入機関、利率等を詳細に記載する。

20 退職給与金要支給額台帳は、対象職員毎に採用からの経過年数、支給率、支給計算基準額等を詳細に記載する。

21 この会計細則に定めるほか、必要に応じて補助簿をおくことができる。

(新設)

(会計伝票の種類及び様式)

第46条

会計伝票の種類及び様式については、別に定めるところによる。

(記帳)

第47条

仕訳帳及び現金預金出納帳は、全て収入命令、支出命令及び振替伝票に基づいて遅滞なく記帳するとともに、仕訳帳から総勘定元帳に記載しなければならない。

2 補助簿は、その証拠書類に基づいて記帳しなければならない。

(帳簿間の照合)

第48条

会計主任は、毎月末において、収入簿の収入済額及び支出簿の支出済額の月計と、現金預金出納帳の入金月計及び出金月計とを照合し、会計係担当理事の確認を受けなければならない。

(新設)

会計年度分の収入又は支出としなければならない。

2 前項の収入又は支出は、その会計年度の帳簿に引き続いて記載し、記帳の日付は、収入又は支出を取り扱った日とする。

第5章 決算事務

(貸借対照表等の提出)

第46条

会計係担当理事は、毎会計年度、会計主任をして収支決算書、貸借対照表、(削除)及び財産目録を作成させ、事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。

(決算前の検算等)

第47条

会計係担当理事は、当該会計年度の収支決算書、貸借対照表、(削除)及び財産目録を作成する前に、収入命令書、支出命令書及び振替命令書と現金預金出納帳、収入簿及び支出簿の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。

(有価証券の評価)

第48条

満期まで所有する意思をもって保有する有価証券(以下「満期保有目的の債券」という。)の評価額は、原則としてその取得額とする。なお、満期保有目的の債券の取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定した価格とする。また、満期保有目的以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価により評価する。

2 (略)

第5章 決算事務

(収支決算書等の提出)

第49条

会計係担当理事は、毎会計年度、会計主任をして収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を作成させ、事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。

(決算前の検算等)

第50条

会計係担当理事は、当該会計年度の収入決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を作成する前に、入金伝票、出金伝票及び振替伝票と現金預金出納帳、収入簿及び支出簿の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。

(有価証券の評価)

第51条

満期まで所有する意思をもって保有する有価証券(新設)の評価額は、原則としてその取得額とする。なお、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定した価格とする。また、満期保有目的以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価により評価する。

2 有価証券の取得価額は、購入原価に購

(収支決算書等の作成)

第49条

会計係担当理事は、第47条による検算によって帳簿の記載が正確であることを確認した後、会計主任をして現金預金出納帳、収入簿及び支出簿の各口座を締切り、収入簿及び支出簿の各款、項及び説明種目の累計を科目配列の順に列記して収支決算書を作成させるものとする。

2 会計係担当理事は、会計主任をして主要簿及び補助簿に基づき決算整理仕訳(資産について減価償却、有価証券について時価評価に伴う損益、繰延資産の償却等、決算に当たって必要となる仕訳をいう。)を行い、仕訳帳及び総勘定元帳の各口座を締切り、精算表の作成、さらに貸借対照表、(削除)を作成させるものとする。

(財産目録)

第50条

(略)

2 (略)

3 第1項の財産目録を作成する場合において、補助金及び使用料を除いた債権並びに区債及び借入金を除いた債務については、(削除)明細表を作成しなければならない。

(年度決算による留意事項)

第51条

(略)

入手料を加算した額とする。

(収支決算書等の作成)

第52条

会計係担当理事は、第50条による検算によって帳簿の記載が正確であることを確認した後、会計主任をして現金預金出納帳、収入簿及び支出簿の各口座を締切り、収入簿及び支出簿の各款、項及び説明種目の累計を科目配列の順に列記して収支決算書を作成させるものとする。

2 会計係担当理事は、会計主任をして主要簿及び補助簿に基づき決算整理仕訳(資産について減価償却、有価証券について時価評価に伴う損益、繰延資産の償却等、決算に当たって必要となる仕訳をいう。)を行い、仕訳帳及び総勘定元帳の各口座を締切り、精算表の作成、さらに貸借対照表、正味財産増減計算書を作成させるものとする。

(財産目録)

第53条

会計係担当理事は、会計主任をして、財産目録に記載すべき資産及び負債の現況を、主要簿、補助簿及び関係書類によって作成させるものとする。

2 前項の財産目録は、記載すべき資産がなく、負債のみの場合でもこれを作成するものとする。

3 第1項の財産目録を作成する場合において、補助金及び使用料を除いた債権並びに区債及び借入金を除いた債務については、相手別にその金額の明細表を作成しなければならない。

(年度決算による留意事項)

第54条

年度決算において会計主任は、通常の整理業務のほか、少なくとも次の事項について

<p>(事業報告書)</p> <p>第52条 規約第41条2項の規定による事業報告書には、次の事項を記載するものとする。 (略)</p> <p>第6章 記帳上の注意事項 (記帳原則)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 現金預金出納帳、総勘定元帳、収入簿及び支出簿は、1行に1件 (削除) を記入する。 (収入命令日等)</p> <p>第54条 収入命令書及び支出命令書は、相手先に請求する日又は相手方から請求があった日をもって作成するものと (削除) する。また、振替命令書は振替する日をもって作成</p>	<p>計算及び確認を行うものとする。 (1) 未収金、未払金、前払金及び前受金の計算 (2) 資産評価額の適否及び合計額並びに簿外資産のないことの確認 (3) 負債の評価額の適否及び合計額並びに簿外負債のないことの確認 (4) その他決算に当たって必要とされる事項の確認 (事業報告書)</p> <p>第55条 規約第40条2項の規定による事業報告書には、次の事項を記載するものとする。 (1) 地区及び組合員の状況 (2) 事業の状況 (3) 事務の経過 (4) 経理の状況</p> <p>第6章 記帳上の注意事項 (記帳原則)</p> <p>第56条 証拠書類等の金額は、算用数字を使用し、読みやすいように円以上全て三位ごとにコンマ(,)をつける。 2 次頁に繰越するときは、その頁の最終行に金額の小計を記入して摘要欄に「次葉へ繰越」と書き、次頁最初の行の摘要欄に「前葉より繰越」として小計を転記する。 3 現金預金出納帳、総勘定元帳、収入簿及び支出簿は、1行に1件「(伝票1枚)」を記入する。 (収入命令日等)</p> <p>第57条 収入命令及び支出命令は、相手先に請求する日又は相手方から請求があった日をもって作成するものとし、入金伝票又は出金伝票は相手方から入金があった日又は相</p>
---	--

<p>するものとする。</p> <p>2 <u>収入命令書、支出命令書又は振替命令書</u>における金額又は相手先名等の誤記を訂正する必要がある場合には、新たに<u>収入命令書、支出命令書又は振替命令書</u>を作成しなければならない。</p> <p>3 前項の誤記に係る<u>収入命令書、支出命令書又は振替命令書</u>が既に整理済にあるときは、前項の規定にかかわらず誤記に係るものはそのままとし、誤記の発見の日付をもって新たに誤記に係るものと同様のものを赤字で作成し訂正のものを黒字で作成するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(誤記訂正等)</p> <p><u>第55条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>手方に出金する日をもって作成するものとする。</u>また、<u>振替命令</u>は振替する日をもって作成するものとする。</p> <p>2 <u>収入命令、支出命令、振替命令、入金伝票、出金伝票又は振替伝票</u>における金額又は相手先名等の誤記を訂正する必要がある場合には、新たに<u>収入命令、支出命令、振替命令、入金伝票、出金伝票又は振替伝票</u>を作成しなければならない。</p> <p>3 前項の誤記に係る<u>収入命令、支出命令、振替命令、入金伝票、出金伝票又は振替伝票</u>が既に整理済にあるときは、前項の規定にかかわらず誤記に係るものはそのままとし、誤記の発見の日付をもって新たに誤記に係るものと同様のものを赤字で作成し訂正のものを黒字で作成するものとする。</p> <p>4 前2項の訂正により主要簿及び補助簿の記載事項を訂正するには、誤記部分を新たに赤記し、次の行にて訂正部分を黒記するものとする。</p> <p>(誤記訂正等)</p> <p><u>第58条</u> 誤記を取り消す場合又は前条第2項若しくは第3項の規定による誤記訂正以外の訂正をする場合には、誤記の字句に取消線(黒)を画いて取消し、訂正すべき字句を記載する。この場合において数字については、誤記が一字であっても、その一連の数字全部を訂正するものとする。</p> <p>2 主要簿又は補助簿の行全部を取消すときは、その行の中央に取消線(黒)を画き、その上に「空白」と赤記し、頁の全行を取消すときは、「廃頁」と赤記する。</p> <p>3 主要簿又は補助簿の頁又は行を越えて記帳したときは、前項に準じて空白部分に取消線を画き、これを抹消する。</p>
---	---

<p>4 (略)</p> <p>(責任者印)</p> <p><u>第56条</u> (略)</p> <p>第7章 固定資産会計事務 (固定資産の範囲)</p> <p><u>第57条</u> 固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、時の経過によりその価値が減少する資産については、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価格が10万円以上<u>(所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く。)</u>のものをいう。</p> <p>(1) 有形固定資産 所有土地改良施設、<u>建物及び付属設備</u>、機械及び装置、車両運搬具、工具器具等</p> <p>(2) 無形固定資産 受託土地改良施設使用収益権等 <u>(削除)</u></p> <p>(3) その他固定資産 ア 基本財産 山林、宅地及びその従物等 <u>(削除)</u></p> <p>イ 特定資産 財政調整積立金、職員退職給与積立金、<u>役</u></p>	<p>4 主要簿又は補助簿に記入の漏れを発見したときは、発見の日の日付をもって記入を行い、摘要欄又は附記欄に「〇年〇月〇日追記」と赤記する。</p> <p>(責任者印)</p> <p><u>第59条</u> 前2条の規定により訂正又は取消を行った箇所には、会計係担当理事及び会計主任が訂正印を押印しなければならない。</p> <p>2 使用済となった主要簿又は補助簿には、表紙裏面に帳簿の使用期間中の責任の所在を明らかにするため、理事長、会計係担当理事、会計主任及びその帳簿を監査した監事の氏名を記録し、押印しなければならない。</p> <p>第7章 固定資産会計事務 (固定資産の範囲)</p> <p><u>第60条</u> 固定資産とは、次の掲げるものをいう。ただし、時の経過によりその価値が減少する資産については、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価格が3万円以上 <u>(新設)</u> のものをいう。</p> <p>(1) 有形固定資産 所有土地改良施設、<u>土地改良施設用地</u>、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具等</p> <p>(2) 無形固定資産 受託土地改良施設使用収益権、<u>地上権</u>、<u>ソフトウェア</u>等</p> <p>(3) その他固定資産 ア 基本財産 山林、宅地及びその従物、<u>備荒積立金</u>、<u>土地改良施設更新積立金</u>等</p> <p>イ 特定資産 財政調整積立金、職員退職給与積立金、<u>(新</u></p>
--	--

員退任慰労金積立金、決済金積立金、災害復旧積立金、維持管理積立金、国営土地改良事業負担金積立金、長期借入償還準備積立金等

(評価額等)

第58条

(略)

(1) 造成によるものは、取得価額

(2) 譲与によるものは、取得価額

(略)

2 土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は、定額法によって減価償却を行うこととする。

3 固定資産のうち減価償却が必要な資産は、定額法によって減価償却を行うこととする。

(固定資産の管理)

第59条

(略)

2 (略)

(現状調査)

第60条

設)、決済金積立金、(新設)

(評価額等)

第61条

固定資産の評価額は、次の各号による。

(1) 造成によるものは、取得価額から国等補助金等を控除した価額

(2) 譲与によるもので土地改良区が一部負担しているものは、土地改良区の負担相当価額、その他のものは、評価額

(3) 購入に係るものは、購入価額に附帯費用を加算した金額

(4) 交換によるものは、交換に際し提供した物件の帳簿価額

(5) 贈与によるものは、評価額

(6) 積立金及び有価証券に係るものは、積立額又は取得価額

(新設)

(新設)

(固定資産の管理)

第62条

会計主任は、固定資産台帳により、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行うとともに、その異動に関し必要事項を、その都度、会計係担当理事に報告しなければならない。

2 固定資産が毀損又は滅失した場合は、直ちに会計係担当理事に報告し、その指示を受けなければならない。

(現状調査)

第63条

<p>(略)</p> <p><u>(固定資産の減損)</u></p> <p><u>第61条</u> <u>固定資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、対価を伴う事業に供している固定資産については、帳簿価額を超えない限り、使用時価により評価することができる。</u></p> <p><u>(固定資産の改良と修繕)</u></p> <p><u>第62条</u> <u>固定資産の性能を向上し、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これを固定資産として扱うものとする。</u></p> <p>2 <u>固定資産</u>の現状を維持し、原能力回復に要した金額は、修繕費とする。</p> <p>第8章 物品会計事務 (物品の範囲)</p> <p><u>第63条</u> (略)</p> <p>(2) 消耗品 <u>固定資産と備品以外のもの</u> (物品の管理)</p> <p><u>第64条</u> 物品<u>(消耗品を除く。)</u>の管理については、</p>	<p>会計主任は、毎会計年度1回、固定資産の現状につき調査を行い、固定資産台帳と照合し、その過不足、要修理の如何につき報告書を作成してこれを会計係担当理事に提出しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(有形固定資産の改良と修繕)</u></p> <p><u>第64条</u> 有形<u>固定資産</u>の性能を向上し、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。</p> <p>2 <u>有形固定資産</u>の現状を維持し、原能力回復に要した金額は、修繕費とする。</p> <p>第8章 物品会計事務 (物品の範囲)</p> <p><u>第65条</u> 物品とは、次の各号のものをいう。</p> <p>(1) 備品 機械器具及びその他の物品で、原型のまま比較的長期の反復、使用に耐えるものうち、1件又は1組の取得価格が3万円以上のもの。</p> <p>(2) 消耗品 備品以外のもの (物品の管理)</p> <p><u>第66条</u> 物品<u>(新設)</u>の管理については、備品台帳</p>
--	---

<p>備品台帳等により記録を行うものとし、<u>第60条</u>の規定を準用する。</p> <p>(物品の処分)</p> <p><u>第65条</u> (略)</p> <p>(<u>実地</u>棚卸し)</p> <p><u>第66条</u> (略)</p> <p>第9章 補則 (財務状況の公表)</p> <p><u>第67条</u> 規約第<u>49条</u>の規定により公表する財務状況には、次の次項を記載するものとする。</p> <p>(1) <u>事業報告書</u> (2) <u>貸借対照表</u> (3) <u>収支決算書</u> (4) <u>財産目録</u> (5) <u>その他理事長が必要と認めた事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 理事長は、財務状況を公表するには、あらかじめ<u>監事の監査に付し、その意見を付けて</u>理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(附則(令和4年 月 日議決)) <u>この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>等により記録を行うものとし、<u>第63条</u>の規定を準用する。</p> <p>(物品の処分)</p> <p><u>第67条</u> 物品(消耗品を除く。)を売却、廃棄等の処分に付する場合は、理事長の承認を得なければならない。</p> <p>(<u>実施</u>棚卸し)</p> <p><u>第68条</u> 会計主任は、物品について定期的に<u>実地</u>棚卸しをしなければならない。</p> <p>第9章 補則 (財務状況の公表)</p> <p><u>第69条</u> 規約第<u>46条</u>の規定により公表する財務状況には、次の次項を記載するものとする。</p> <p>(1) <u>収入支出予算の執行状況</u> (2) <u>財産、区債及び借入金の現在額</u> (3) <u>組合員の負担状況</u> (4) <u>その他理事長が必要と認めた事項</u></p> <p>2 前項の財政状況は、毎年度4月1日から翌年3月31日までの期間におけるものを10月1日までに定款第6条に規定する公告の方法により公表するものとする。</p> <p>3 財務状況の公表は、前項に規定する日から10日間公告して行う。</p> <p>4 理事長は、財務状況を公表するには、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。</p>
---	--

議案第7号

全国土地改良事業団体連合会への加入について

全国土地改良事業団体連合会会員資格要件が引き下げられたことに伴い、当土地改良区が会員とすることに議決を求めます。

令和4年3月16日 提出

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 貝 久 遠

年賦課金 150,000円
(均等割100,000円、面積割50,000円)

会員のメリット

- 1 予算や制度、技術情報等の全国レベルの農業振興関連情報を直接得ることができる。
- 2 土地改良区が直面している諸課題に対し、全土連からアドバイスを受れたり、会員同士の意見交換を行える。
また、予算や制度などの諸問題について、直接意見を述べることができる。
- 3 全土連の直接会員という看板を有することにより、地域における社会的信頼度が向上する。

議案第8号

令和4年度事業計画について

令和4年度秋田県田沢疏水土地改良区事業計画について、次のとおり議決を求めます。

令和4年3月16日 提出

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 貝 久 遠

令和4年度 秋田県田沢疏水土地改良区事業計画書

一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、主食用米は想定を超える需要減となり米価が大幅に下落するなど、農業経営に大きな影響を与えました。

また、農業農村を取り巻く情勢は、少子高齢化、人口減少を背景とした担い手不足、労働力不足が問題となってきています。

このため、当土地改良区では農地集積加速化基盤整備事業や受益者の負担を伴わない農地中間管理機構関連ほ場整備事業を積極的に進め、農地中間管理機構とも連携し、農業法人等を中心とした担い手への農地集積を進めます。

ほ場整備事業では、米依存から脱却し、高収益作物の導入による複合型農業経営が展開できるよう水田の畑地化・汎用化を可能にする生産基盤の整備、人口の減少化でも生産性の維持拡大が期待できるスマート農業に対応できる生産基盤の整備を県・市・町・JA等と連携しながら進めていきます。

近年、頻発化・激甚化する豪雨地震等の自然災害に適切に対応するため、昨年4月に建設業者、設計コンサルタントと災害協定を結びました。

改良区の管内はもとより下流域の防災・減災を推進するため、河川管理者等と連携した用水管理を行うほか、多面的機能支払制度（以下、農地水環境保全活動という）を有効活用した田んぼダムの取り組みを進めていきます。

また、農業用水を安定的に供給するためには適正な維持管理が必要不可欠ですので、今後とも組合員の積極的な参加を促すほか、役職員・水路巡視人が一丸となって業務を遂行していきます。

幹線用水路以外の水路については、農地水環境保全活動を有効活用するなど、可能な限り地域住民の協力も得ながら維持管理を行っていきます。

事業実施11年目となる田沢二期地区国営かんがい排水事業については、抱返頭首工の改修も始まっており、今後とも田沢二期農業水利事業所と綿密に連携を図りながら、計画どおり令和6年事業が完工できるよう事業の調整・推進に努めます。

国営事業の対象とならない施設については、基幹水利施設ストックマネジメント事業等の補助事業を有効に活用して少ない負担で、老朽化した施設の更新や長寿命化を図っていきます。

美しい活力あふれる農村を後世に残し、安全安心なかたちで営農できるよう、役職員一丸となって業務に当たります。

1 施設の維持管理と配水計画について

施設の維持管理及び用水の適正配分のため、幹線用水路に右岸1名、左岸2名、第二田沢3名の水路巡視人を配置するとともに、支線用水路（パイプライン）に右岸2名、左岸15名、第二田沢6名の水路巡視人を配置し、万全を期します。

春夏の水路清掃と草刈りは、各地区の状況に合わせて例年どおり実施し、水路などの環境美化に努めます。

令和4年度 田沢疏水・第二田沢地区 配水計画

(最大取水量)

区 分	期 間	令和4年	令和4年
		5月6日～5月20日	5月21日～9月10日
左 岸		12.090 m ³ /s	10.961 m ³ /s
右 岸		2.047 m ³ /s	2.011 m ³ /s
第 二 田 沢		2.949 m ³ /s	2.644 m ³ /s

※なお、上記は水利使用規則で定められた最も取水出来る量です。許可されている年間取水量を超えない範囲内で、通水期間中の天候状況等で取水量の調整を行います。

2 国営土地改良事業の推進について

(1) 国営かんがい排水事業 国営農業用水再編対策事業 (地域用水機能増進型)

田沢二期地区

総事業費	事 業 概 要	令和3年度 までの実績	令和4年度 事業費
190.1億円	抱返頭首工、神代右岸取水工、 第二田沢取水口、田沢疏水左岸 幹線(25.2km)、田沢疏水右岸 幹線(1.7km)、第二田沢幹線 (25.6km)、支線用水路(6.9 km) 用水管理施設(中央管理所及び 子局)などの改築、補修、更新	160.8億円	10.63億円
事業期間		(進捗率)	(進捗率)
平成23年度 ～ 令和6年度		(84.6%)	(90.2%)

3 県営土地改良事業の推進について

(1) 齊内地区農地集積加速化基盤整備事業 (田沢疏水土地改良区が負担団体)

総事業費	令和3年度 までの実績	進捗率	令和4年度 事業費	令和4年度 事業内容
4,382百万円	4,184百万円	95.5%	33百万円	補完工一式、他

令和4年度 事業内容	事業費	地元負担額 (7.5%)	うち田沢疏水土地 改良区の借入額 (100%)	うち田沢疏水 土地改良区の 実施面積
	33百万円	2,475千円	2,475千円	補完工一式、他

(2) 大神成地区農地集積加速化基盤整備事業 (田沢疏水土地改良区が負担団体)

総事業費	令和3年度 までの実績	進捗率	令和4年度 事業費	令和4年度 事業内容
1,753百万円	1,714百万円	97.7%	31百万円	用水路工 200m 補完工一式

令和4年度 事業内容	事業費	地元負担額 (7.5%)	うち田沢疏水土地 改良区の借入額 (100%)	うち田沢疏水 土地改良区の 実施面積
	31百万円	2,325千円	2,325千円	用水路工 200m 補完工一式

(3) 畑屋中央地区農地集積加速化基盤整備事業 (千畑土地改良区が負担団体)

総事業費	令和3年度 までの実績	進捗率	令和4年度 事業費	令和4年度 事業内容
5,776百万円	5,608百万円	97.1%	446百万円	暗渠排水工 42.4ha

令和4年度 事業内容	事業費	地元負担額 (7.5%)	うち田沢疏水土地 改良区の借入額 (27.5%)	うち田沢疏水 土地改良区の 実施面積
	446百万円	33,450千円	9,199千円	0ha (面工事完了)

(4) 太田南部地区農地集積加速化基盤整備事業 (田沢疏水土地改良区が負担団体)

総事業費	令和3年度 までの実績	進捗率	令和4年度 事業費	令和4年度 事業内容
6,136百万円	897百万円	14.6%	1,505百万円	区画整理工 94.7ha

令和4年度 事業内容	事業費	地元負担額 (7.5%)	うち田沢疏水土地 改良区の借入額 (80%)	うち田沢疏水 土地改良区の 実施面積(85%)
	1,505百万円	112,875千円	90,300千円	区画整理工 80.6ha

(5) 明田地野際区農地集積加速化基盤整備事業（田沢疏水土地改良区が負担団体）

総事業費	令和3年度 までの実績	進捗率	令和4年度 事業費	令和4年度 事業内容
2,630百万円	287百万円	10.9%	537百万円	区画整理工31.9ha

令和4年度 事業内容	事業費	地元負担額 (7.5%)	うち田沢疏水土地 改良区の借入額 (100%)	うち田沢疏水 土地改良区の 実施面積
	537百万円	40,275千円	40,275千円	区画整理工 31.9ha

(6) 新興地区農地中間管理機構関連ほ場整備事業（新規）

総事業費	令和3年度 までの実績	進捗率	令和4年度 事業費	令和4年度 事業内容
1,522百万円	—百万円	0%	134百万円	測量、設計

(7) 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）

令和4年度 支援事業費	令和4年度 推進事業費	令和4年度 事業費計	令和4年度 事業内容
—千円	300千円	300千円	啓発活動費

(8) 国営造成施設管理体制整備促進事業（水利施設管理強化事業）

令和4年度 事業費	令和4年度 事業費計	令和4年度 事業内容
13,824千円	13,824千円	多面的機能の 適正な発揮

(9) 基幹水利施設ストックマネジメント事業

【事業内容：県営施設の更新、補修 工期：令和2年度～令和5年度】

総事業費	令和3年度 までの実績	進捗率	令和4年度 事業費	令和4年度 事業内容
198百万円	108百万円	54.5%	50百万円	ゲート更新・補修

令和4年度 事業内容	事業費	地元負担額 (15%)	備考
	50百万円	7,500千円	改良区一時立替

4 団体営土地改良事業（田沢疏水土地改良区が事業主体）の推進について

(1) 農業水利施設保全合理化事業（地域用水対策事業）

令和4年度 総事業費	令和4年度 ソフト費	令和4年度 補完ハード費	令和4年度 事業内容
1,700千円	1,050千円	650千円	管理費、事業委託費に 対する支援 他

5 維持管理事業について

(1) 令和4年度予定の一般維持管理事業

事業種別	施工場所	事業量	事業費
一般維持管理事業	田沢疏水 第二田沢	幹線用水路緊急対応補修一式 (除塵機、カメラ、ポンプ場)	2,000千円

議案第9号

令和4年度賦課金賦課率及び賦課徴収方法について

令和4年度秋田県田沢疏水土地改良区賦課金賦課率及び賦課徴収方法について、次のとおり議決を求めます。

令和4年3月16日 提出

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 貝 久 遠

1 賦課金の賦課率（10アール(1,000 m²)当たり)

(1) 経常賦課金

(金額単位：円)

地区名	区 分		10アール当たり 賦課額(円)
	級別	コ ー ド	
右 岸	1級	101、106、107、108	3,100
	2級	102	1,550
	畑	110	658
左岸全地区	1級	201、301、401、407、501	3,100
	2級	202、302、304、402、502	1,550
	3級	303、403、503	1,033
	5級	404	620
	6級	205、305、306、307、312、313	516
	畑	210、310、410、510	658
第二田沢全地区	1級	208、308、408	3,100
	2級	309	1,550

1級	3,100円	(100%地区)
2級	1,550円	(3,100円 × 1/2)
3級	1,033円	(3,100円 × 1/3)
5級	620円	(3,100円 × 1/5)
6級	516円	(3,100円 × 1/6)
畑	658円	

(2) 長期借入償還賦課金

イ 事業受益地区償還賦課金

(金額単位：円)

地区名	賦課区分		10アール当たり 賦課額	償還 最終年度
	名称	コード		
右岸	黒倉堰基盤整備 (暗渠有)	157	4,992	令和11年度
	黒倉堰基盤整備 (暗渠無)	158	4,312	令和11年度
角館・中仙	大神成地区 基盤整備事業	223	772	事業実施中
	大神成地区 基盤整備事業(集積)	224	3,273	事業実施中
太田	斉内地区 基盤整備事業	390	1,026	事業実施中
	斉内地区 基盤整備事業(集積)	391	4,846	事業実施中
千畑	土崎小荒川担い手事業 (集積)	431	3,186	令和5年度
	土崎小荒川担い手事業 (基盤整備)	432	635	令和5年度
	本堂城回経営体育成事業 (集積)	433	1,185	令和14年度
	本堂城回経営体育成事業 (基盤整備)	434	236	令和14年度
	大畑地区基盤整備事業 (負担金)	435	3,235	令和17年度
	畑屋中央地区 基盤整備事業	436	814	事業実施中
	畑屋中央地区 基盤整備事業(集積)	437	3,568	事業実施中

2 賦課期日、徴収期限及び徴収方法

(1) 賦課期日、徴収期限

賦課区分	賦課期日	徴収期限	備考
経常賦課金	令和4年7月11日	令和4年8月10日	経常経費
償還賦課金	令和4年10月3日	令和4年10月31日	事業費償還金

(2) 賦課金徴収方法

- ① 秋田おばこ農業協同組合の各支店、秋田ふるさと農業協同組合の金沢支店及び秋田県田沢疏水土地改良区事務所において、窓口徴収する。
- ② 秋田銀行大曲駅前支店及びゆうちょ銀行の口座番号を案内して、振込による徴収を行う。
- ③ 秋田おばこ農業協同組合、秋田ふるさと農業協同組合、秋田銀行及びゆうちょ銀行の指定口座から口座振替及び自動払込による徴収を行う。

議案第10号

令和4年度一般会計収支予算について

令和4年度秋田県田沢疏水土地改良区一般会計収支予算について、別冊のとおり議決を求めます。

令和4年3月16日 提出

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 貝 久 遠

令和4年度一般会計収支予算の概要

収入予算額 680,334,000 円
支出予算額 680,334,000 円
差引残額 0 円

収 入 (金額単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
1 組合費	139,377,000	145,299,000	△5,922,000
(1)経常賦課金	108,869,000	108,997,000	△128,000
(2)国営事業負担金	2,000	2,000	0
(3)長期借入償還金	30,506,000	36,300,000	△5,794,000
2 使用料及び負担金	11,075,000	11,593,000	△518,000
3 補助金及び交付金	261,980,000	125,629,000	136,351,000
4 財産収入	3,000	3,000	0
5 繰越金	4,000,000	4,000,000	0
6 諸収入	119,320,000	135,520,000	△16,200,000
7 区債及び借入金	144,579,000	108,766,000	35,813,000
収 入 合 計	680,334,000	530,810,000	149,524,000

支 出 (金額単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
1 事務費	50,161,000	49,151,000	1,010,000
2 選挙費	500,000	1,000	499,000
3 維持管理費	54,702,000	56,306,000	△1,604,000
4 事業費	100,797,000	120,069,000	△19,272,000
5 国営事業負担金	2,000	2,000	0
6 区債及び借入金	284,710,000	153,434,000	131,276,000
7 事業負担金	152,630,000	117,117,000	35,513,000
8 諸支出金	25,492,000	23,390,000	2,102,000
9 地区内諸費	6,840,000	6,840,000	0
10 予備費	4,500,000	4,500,000	0
支 出 合 計	680,334,000	530,810,000	149,524,000

議案第11号

令和4年度長期借入金の借入について

齊内地区・大神成地区・畑屋中央地区・太田南部地区・明田地野際地区県営農地集積加速化基盤整備事業の令和4年度事業費の地元負担金に充当するため、日本政策金融公庫資金の借入について、次のとおり議決を求めます。

令和4年3月16日 提出

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 貝 久 遠

令和4年度 長期借入金の借入一覧

事業名	借入額 (千円)	借入 利率	借入 期日	借入 先	償還 方法	償還 財源
齊内地区 農地集積資金	2,062	無利子	令和 4 年 度 内	日 本 政 策 金 融 公 庫	償 還 期 間 25 年 以 内	組 合 費 ・ 賦 課 金
齊内地区 基盤整備資金	413	貸付利率				
大神成地区 農地集積資金	1,937	無利子				
大神成地区 基盤整備資金	388	貸付利率				
畑屋中央地区 農地集積資金	7,665	無利子				
畑屋中央地区 基盤整備資金	1,534	貸付利率				
太田南部地区 農地集積資金	75,250	無利子				
太田南部地区 基盤整備資金	15,050	貸付利率				
明田地野際地区 農地集積資金	33,562	無利子				
明田地野際地区 基盤整備資金	6,713	貸付利率				
計	144,574					

議案第12号

令和4年度積立金の繰替運用について

秋田県田沢疏水土地改良区の運営費及び事業費に充当するため、収入額が不足する期間において、次のとおり積立金の繰替運用したいので、議決を求めます。

令和4年3月16日 提出

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 貝 久 遠

令和4年度 積立金の繰替運用

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 繰替運用限度額 | 40,000,000円 |
| 2 | 運用利率 | 現行の普通預金利率 |
| 3 | 運用基金名 | 長期借入金償還準備積立金 |
| 4 | 運用時期 | 年度始めの支払い現金が不足する時期から経常賦課金が納入されて資金不足が解消されるまでの期間 |
| 5 | 繰戻方法 | 経常賦課金が納入され次第、随時繰り戻す。 |

議案第13号

令和4年度金銭預入先について

令和4年度秋田県田沢疏水土地改良区金銭預入先について、次のとおり議決を求めます。

令和4年3月16日 提出

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 貝 久 遠

令和4年度 金銭預入先

- 1 秋田おばこ農業協同組合
- 2 秋田ふるさと農業協同組合
- 3 株式会社 秋田銀行

議案第14号

令和4年度地区除外による決済金の徴収基準額について

令和4年度秋田県田沢疏水土地改良区地区除外による決済金の徴収基準額について、次のとおり議決を求めます。

令和4年3月16日 提出

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 貝 久 遠

10アール当たり決済金の額と算定基準

1 維持管理決済金

1級地の 10アール当たり 決済金額	算 定 基 準	
	決済金総額	受益地積
1,127 円	39,355,800 円 (1ヶ年×67/100×管理費、事業費)	3,489.4ha (100%換算)

地 区 名	区 分		10アール当たり 決済金額 (円)
	級別	コ ー ド	
右 岸	1級	101、106、107、108	1,127
	2級	102	563
左岸全地区	1級	201、301、401、407、501	1,127
	2級	202、302、304、402、502	563
	3級	303、403、503	375
	5級	404	225
	6級	205、305、306、307、312、313	187
第二田沢全地区	1級	208、308、408	1,127
	2級	309	563

2 長期借入償還賦課金決済金

(1) 事業地区別決済金

地区名	賦課区分		107-ル当 決済金額 (円)	算定基準		償還 最終 年度
	事業名称	コード		借入元金 残高 (円)	受益地積 (㎡)	
右岸	黒倉堰基盤整備 (暗渠有)	157	10,350	11,058,592	1,068,463	R11
	黒倉堰基盤整備 (暗渠無)	158	8,941	625,771	69,989	R11
角館・ 中仙	大神成地区 基盤整備事業	223	28,525	20,656,500	724,178	実施中
	大神成地区基盤 整備事業(集積)	224	142,600	103,267,500	724,178	実施中
太田	齐内地区 基盤整備事業	390	15,035	40,564,600	2,698,093	実施中
	齐内地区基盤 整備(集積)	391	75,443	203,549,950	2,698,093	実施中
	太田南部地区 基盤整備事業	392	3,235	1,700,000	2,760,596	実施中
	太田南部地区基盤 整備事業(集積)	393	16,173	44,647,000	2,760,593	実施中

地区名	賦課区分		107-ル当 決済金額 (円)	算定基準		償還 最終 年度
	事業名称	コード		借入元金 残高(円)	受益地積 (㎡)	
千畑	土崎小荒川担い手 事業(集積)	431	3,186	1,370,000	430,097	R5
	土崎小荒川担い手 (基盤整備)	432	635	273,000	430,097	R5
	本堂城回経営体育 成事業(集積)	433	11,604	5,765,760	496,913	R14
	本堂城回経営体育 成(基盤整備)	434	2,352	1,168,570	496,913	R14
	大畑地区基盤整 備事業(負担金)	435	37,781	809,414	21,424	R17
	畑屋中央地区 基盤整備事業	436	22,169	18,639,634	840,801	実施中
	畑屋中央地区 基盤整備(集積)	437	111,169	93,470,565	840,801	実施中
六郷・ 仙南	明田地野際地区 基盤整備事業	564	3,195	3,563,480	1,115,484	実施中
	明田地野際地区基盤 整備事業(集積)	565	1,822	17,811,520	1,115,484	実施中